

令和8年1月5日

意見募集要領

案件名	阪南市森林整備に係る実施計画(案)に対するパブリックコメントについて
意見提出期間	令和8年1月5日(月)から令和8年2月4日(水)まで
問合せ先	<p>【所管課】河川農水課 【電話】072-489-4534 内線:3307 【FAX】072-471-5781 【メール】kasen-nousui@city.hannan.lg.jp</p>

□ 募集の趣旨

平成31年4月1日に「森林經營管理法」が施行され、併せて、「森林環境譲与税」が平成31年度から市町村に譲与されることに伴い、その利用に対して、森林整備や人材育成、木材利用の促進等森林行政における市町村の役割が重視されることから、森林行政に対するの責務を明確化し、計画的に推進するための計画が必要となっています。このような中、本市においては、約1,686haと市域の47%が和泉山脈に含まれる森林区域であり、一部に人工林も存在しますが、大部分が自然林で構成されています。

これらの現況を踏まえ、本市の森林の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めた阪南市森林整備に係る実施計画(案)を策定しましたので、パブリックコメント(意見公募)手続きにより皆さんのご意見を募集します。

公表資料案及び資料は、河川農水課、市民情報コーナー、尾崎・東鳥取・西鳥取の各公民館、図書館、保健センター、箱作住民センター、総合体育館及び本市ウェブサイトでご覧いただけます。

【公表資料の名称】

阪南市森林整備に係る実施計画(案)

□ 意見の提出方法

提出方法	提出先
○書面提出	都市整備部河川農水課(阪南市役所分館31番窓口)
○郵便	〒599-0292(住所不要) 阪南市役所 都市整備部河川農水課 宛
○電子メール	kasen-nousui@city.hannan.lg.jp
○ファクシミリ	072-471-5781 都市整備部河川農水課 宛

□ ご意見の書式について

①日本語を用い、書面提出、郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかでご提出願います。(口頭、電話によるご意見は受け付けません。また、提出されたご意見は返却しません。)

②提出の際には、案件名に加え下記の事項を明示してください。

個人の場合＝住所、氏名、電話番号

団体の場合＝主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号

□ ご意見の活用方法

①いただいたご意見を考慮して計画(案)を決定します。

②「阪南市森林整備に係る実施計画(案)」を決定したときに、提出していただ

いたご意見の概要とこれに対する市の考え方等を本市ホームページ等で公表します。

※住所、氏名等の個人情報は公表しません。

③案に対する賛否の結論だけを示したご意見については、市の考え方を示さない場合があります。

※ご意見を提出された方への個別の回答は行いません。